

第 150 期 報 告 書

平成 15 年 4 月 1 日 から

平成 16 年 3 月 31 日まで

営 業 報 告 書
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
利 益 処 分

会計監査人の監査報告書謄本

監査役会の監査報告書謄本

明 治 海 運 株 式 会 社

営業報告書

(平成15年4月1日から
平成16年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 営業の経過および成果

当期の世界経済は、米国においては総じて個人消費や設備投資に回復の動きが見られ、とりわけ期後半にはその勢いが増してまいりました。一方欧州では景気回復は続いているものの、その足取りは依然重い状況で推移いたしました。アジアでは、期前半のSARSの影響により景気が一時停滞しましたが、中国が高い経済成長を持続し、その波及効果もあってアジア全体としても力強い回復を示しました。

一方わが国経済はデフレ経済が長期化する中、期後半から輸出の増加、設備投資の回復、企業収益の改善、株式市場の活性化等明るい兆しが見えてまいりました。

このような経済情勢のもと、わが国外航海運業界における一般大型貨物船市況は、中国向け鋼材および鉄鉱石の荷動き増勢を受け、市況高騰の波に乗り史上空前の運賃市況となりました。中型以下の貨物船市況においても堅調な中国向け穀物輸送が大型貨物船の代替需要としての相乗効果とも相俟って活況を呈しました。自動車船市況では、最大航路の極東出し北米向けの荷動きが減少しましたが、欧州向け出荷の増加および三国間輸送がその落ち込みを補い、結果的に船腹需給はタイトに推移しました。油送船市況は、期初は原油価格の上昇、日本向け成約の減少、石油各社の在庫調整等で一時軟化しましたが、期後半には中国の原油輸入増等により船腹需要が高まり、市況は高騰いたしました。しかし期末にはOPECの減産継続の影響により、マーケットにはやや減速傾向も見られました。石油製品船市況は、日本の石油製品の輸入増加、中国を中心とした極東地域石油化学メーカーからの米国・欧州への荷動き活発化等、船腹需要へのプラス要因が多く市況は好調裡に展開しました。チップ船市況では、貨物船市況高騰の恩恵を受け、フリー運航のチップ船をスクラップ・穀物輸送に充当するという特需もあり運賃は高騰しました。また紙・パルプの減産傾向は依然として続くものの、中国沿岸部でのパルプ生産工場の稼働等があり、必要船腹量は増加の気配を見せました。

以上の市況において当社海運業部門は、基本的に全ての船種において長・中期用船契約船を主体としておりますことにより、市況の変動を直接的に受けることなく各船共安定的且つ順調に稼働いたしました。しかしながら、期中為替が円高で推移したこと等から海運業収入は減収となりました。

一方、ビル業部門におきましては、厳しい不動産市況の中、当社所有の「明海ビル」および「明海京橋ビル」は共に安定した入居率を確保できましたことにより順調に稼働し、収益に寄与いたしました。

以上の結果、当期における営業収益は、7,242,337千円（前期比8.3%減）、営業利益は444,648千円（同12.0%減）、経常利益は360,433千円（同14.7%減）となり、当期純利益は176,699千円（同47.3%減）となりました。

(2) 会社に対処すべき課題

今後の経済情勢を展望しますと、世界経済全体では米国を中心として回復の兆しが見えてまいりましたが、一方でイラク・パレスチナ情勢等の地政学リスク、米国の双子の赤字問題、金利上昇懸念等もあり、安定的な成長持続への不安は払拭できません。わが国経済におきましても、企業収益の改善が見られ、内需拡大にも好影響を与え始めてまいりましたが、財政・年金等の構造的問題は依然として改善されておらず、本格的な景気の回復には未だ不透明さが残る状況であります。

海運市況に関しても、中国ブームを主因とした過熱気味とも言える状態がこのまま長期間続くものとは考えられず、今後の荷動き、船腹需給等については既に先行き警戒感も出てまいりました。当社といたしましては、かかる状況下先ずは安全運航と環境保全への配慮を第一に考え、引き続き船隊の充実と近代化を推進していく所存でございます。そして効率運航による一層のコスト競争力強化によって、業績の向上および経営基盤をより堅固にすべく取り組み、安定配当体制の維持に最善の努力をいたす所存でございます。

株主の皆様におかれましても、今後とも尚一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資および資金調達の状況

重要な設備投資および資金調達はありません。

(4) 営業成績および財産の状況の推移

区 分	平成12年度 (平成13年3月期) 第147期	平成13年度 (平成14年3月期) 第148期	平成14年度 (平成15年3月期) 第149期	平成15年度 (平成16年3月期) 第150期
売 上 高	8,638百万円	8,845百万円	7,901百万円	7,242百万円
経 常 利 益	464百万円	509百万円	422百万円	360百万円
当 期 純 利 益	217百万円	240百万円	335百万円	176百万円
1株当たりの当期純利益	6.04円	6.68円	9.03円	4.63円
総 資 産	17,373百万円	16,102百万円	15,127百万円	17,227百万円

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 第150期から「商法施行規則の一部を改正する省令（平成15年2月28日法務省令第7号）」に基づき、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。
3. 1株当たりの当期純利益は、第147期については期末発行済株式総数に基づき算出し、第148期から自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出しております。また、第149期より、役員賞与を控除して算出しております。

2. 会 社 の 概 況 (平成16年3月31日現在)

(1) 主要な事業内容

海 運 業
ビ ル 業

(2) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 144,000,000株
 発行済株式の総数 36,000,000株
 株主数 2,653名（前期末比28名増）
 自己株式の取得、処分等および保有

イ) 取得株式

普通株式 1,300株
 取得価額の総額 547千円

ロ) 処分株式

該当ありません。

ハ) 決算期における保有株式

普通株式 5,905株

大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の当該株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	議 決 権 比 率
明 治 土 地 建 物 株 式 会 社	5,047千株	14.0%	182千株	24.9%
三井住友海上火災保険株式会社	2,800	7.8	105	0.0
東京海上火災保険株式会社	2,500	6.9		
株 式 会 社 商 船 三 井	2,463	6.8	587	0.0
明 海 興 産 株 式 会 社	2,026	5.6	8	13.3
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,794	5.0		
三 井 造 船 株 式 会 社	1,219	3.3		
株式会社みずほコーポレート銀行	1,200	3.3		

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、東京海上火災保険株式会社の持株会社である株式会社ミレアホールディングスの株式105株（議決権比率0.0%）を保有しております。
3. 当社は、株式会社三井住友銀行の持株会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの株式763株（議決権比率0.0%）を保有しております。
4. 当社は、株式会社みずほコーポレート銀行の持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの株式2,029株（議決権比率0.0%）を保有しております。

(3) 従業員の状況

区 分		従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
陸 員	男 性	11名	2名	39.1歳	9.9年
	女 性	4	0	31.3	11.3
	計	15	2	37.0	10.3
海 員	職 員	10	2	31.5	7.8
合計または平均		25	4	34.8	9.3

(4) 企業結合の状況

重要な子会社等の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
BRIGHT OCEAN MARITIME, S.A.	\$ 10,000	100%	海運業
BRIGHT CENTURY MARITIME S.A.	\$ 10,000	100%	海運業

経過および成果

上記の重要な子会社2社の海運業収益の合計は1,456百万円、当期純損益の合計は54百万円の利益となりました。

(5) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		株 式 数	議 決 権 比 率
日 本 政 策 投 資 銀 行	1,672百万円	千株	%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,346	1,794	5.0
株 式 会 社 み ず ほ コーポレート銀行	1,855	1,200	3.3
中 央 三 井 信 託 銀 行 株 式 会 社	920	200	0.5
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	1,140	300	0.8

(6) 事業所

本 社：神戸市中央区明石町32番地

東京本部：東京都目黒区上目黒1丁目18番12号

(7) 営業設備

船 舶

区 分	隻 数	総 屯 数	重量屯数	備 考
営 業 扱 船	13	663,984	716,138	自動車専用船、油送船他

ビ ル

名 称	所 在 地	構 造
明 海 ビ ル	神戸市中央区 明石町32番地	鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上10階、地下1階建 延面積14,241㎡
明 海 京 橋 ビ ル	東京都中央区 京橋2丁目18番2号	鉄筋コンクリート造 地上8階、地下1階建 延面積1,894㎡

(8) 取締役および監査役

代 表 取 締 役 社 長		内 田 和 也
代 表 取 締 役 常 務 取 締 役	(営 業 担 当)	長 司 圭 三
常 務 取 締 役	(企 画 担 当)	丑 嶋 淳
取 締 役	(船 舶 管 理 担 当)	佐 藤 毅
取 締 役	(総 務 担 当)	中 江 孝 彦
取 締 役		嶋 津 薫
取 締 役		大 槻 良 広
監 査 役	(常 勤)	藤 井 照 雄
監 査 役		三 野 準 一
監 査 役		林 矩 春
監 査 役		宮 本 巧

(注) 1. 常勤監査役 藤井照雄、監査役 三野準一、林 矩春および宮本 巧の各氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

2. 当期中の取締役・監査役の異動

平成15年6月27日、次の取締役が退任いたしました。

取締役 廣 岡 明

貸借対照表

(平成16年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<u>資産の部</u>		<u>負債の部</u>	
流動資産	3,395,842	流動負債	4,768,531
現金・預金	1,528,085	短期借入金	4,294,200
短期貸付金	1,000,000	未払金	29,043
有価証券	500,017	未払法人税等	144,002
前払費用	247,318	未払費用	19,445
繰延税金資産	15,777	前受金	268,046
未収金	99,233	賞与引当金	11,833
その他流動資産	5,410	その他流動負債	1,959
固定資産	13,831,311	固定負債	8,058,357
有形固定資産	6,404,533	社 債	1,000,000
建物	3,182,689	長期借入金	5,539,200
器具・備品	7,320	繰延税金負債	763,136
土地	3,214,523	再評価に係る繰延税金負債	81,771
無形固定資産	6,693	退職給付引当金	45,996
借地権他	6,693	預り敷金	620,000
投資その他の資産	7,420,085	その他固定負債	8,253
投資有価証券	3,231,685	負債合計	12,826,888
子会社株式	2,613	<u>資本の部</u>	
長期貸付金	3,844,225	資本金	1,800,000
特定積立金	217,711	利益剰余金	1,432,887
長期前払費用	5,022	利益準備金	133,596
その他長期資産	118,828	任意積立金	204,350
資産合計	17,227,154	圧縮記帳積立金	174,350
		任意積立金	30,000
		当期末処分利益	1,094,940
		土地再評価差額金	120,433
		株式等評価差額金	1,048,467
		自己株式	1,523
		資本合計	4,400,265
		負債・資本合計	17,227,154

- (注) 1 . 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 . 有形固定資産の減価償却累計額 1,091,439千円
- 3 . 子会社に対する短期金銭債権 479,630千円
長期金銭債権 1,264,225千円
- 4 . 担保に供している資産
有形固定資産 6,358,227千円 投資有価証券 1,355,915千円
定期預金 300,000千円
- 5 . 保証債務残高 33,067,060千円
- 6 . 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 1,168,901千円
- 7 . 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34条）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を資本の部に計上しております。
再評価を行った年月 平成14年3月31日
再評価対象土地の時価 3,030,453千円
再評価実施額との差額 184,070千円

損 益 計 算 書

(平成15年4月1日から
平成16年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
経常損益の部の	営業収益		
	海運業収益	6,740,247	7,242,337
	ビル業収益	502,089	
	営業費用		
	海運業費用		
	船費	48,307	6,205,339
	借船料	6,096,102	
	その他海運業費用	60,928	
	ビル業費用 (減価償却費)	173,859	6,797,689
	一般管理費 (減価償却費)	418,490	
(減価償却費)	(3,252)		
営業利益		444,648	
の部の	営業外収益		
	受取利息・配当金	204,374	271,895
	その他営業外収益	67,520	
	営業外費用		
	支払利息	219,634	356,109
その他営業外費用	136,475		
経常利益		360,433	
特別損益の部の	特別損失		
	建物附属設備除却損等	26,633	26,633
税引前当期純利益			333,800
法人税、住民税及び事業税			168,576
法人税等調整額			11,475
当期純利益			176,699
前期繰越利益			918,241
当期未処分利益			1,094,940

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引高

海運業費用 1,256,122千円

営業取引以外の取引高 19,659千円

3. 1株当たりの当期純利益 4円63銭

重要な会計方針

1. その他有価証券の評価方法
 - (1) 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法。(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - (2) 時価のないもの：移動平均法に基づく原価法。
2. 有形固定資産の減価償却の方法
明海ビルは定額法、その他は定率法を採用しております。
3. 引当金の計上方法
 - (1) 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えるため、退職給付会計基準の簡便法により、当期末決算日時点の要支給額を計上しております。
4. 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

利 益 処 分

(単位：円)

区 分	金 額
当 期 未 処 分 利 益	1,094,940,369
圧 縮 記 帳 積 立 金 取 崩 額	3,462,390
合 計	1,098,402,759
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 準 備 金	35,394,686
配 当 金 (1 株 に つ き 3 円)	107,982,285
取 締 役 賞 与 金	10,000,000
次 期 繰 越 利 益	945,025,788
合 計	1,098,402,759

(注) 圧縮記帳積立金は、法人税法に基づくものであります。

独立監査人の監査報告書

平成 16 年 5 月 14 日

明治海運株式会社
取締役会 御中

神明監査法人

代表社員 公認会計士 矢頭 昇 ㊞
関与社員

代表社員 公認会計士 重藤 紘一 ㊞
関与社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、明治海運株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第150期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第150期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、随時取締役等から営業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社に対し営業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から随時監査に関する報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務も含め不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、取締役等から報告を求め、必要に応じて当該取引の状況を詳細に調査するなどの方法によって監査しました結果、取締役の義務違反は認められません。

平成 16 年 5 月 20 日

明治海運株式会社 監査役会

常勤監査役 藤 井 照 雄 ㊟

監 査 役 三 野 準 一 ㊟

監 査 役 林 矩 春 ㊟

監 査 役 宮 本 巧 ㊟

(注) 常勤監査役藤井照雄、監査役三野準一、林 矩春及び宮本 巧は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

株式についてのご案内

決 算 期 日 毎年3月31日

定 時 株 主 総 会 毎年6月

基 準 日 毎年3月31日

その他必要があるときは予め公告して定めます。

名 義 書 換 代 理 人 〒105-8574 東京都港区芝3丁目33番1号

中央三井信託銀行株式会社

同 事 務 取 扱 所 〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

中央三井信託銀行株式会社 証券代行部

電話(03)3323-7111(代表)

同 取 次 所 中央三井信託銀行株式会社 全国各支店

日本証券代行株式会社 本店・全国各支店

書 換 手 数 料 無 料

公 告 掲 載 新 聞 神戸新聞・日本経済新聞

上 場 証 券 取 引 所 東京・大阪

(お知らせ)

住所変更、単元未満株式買取請求、名義書換請求、配当金振込指定に必要な各用紙のご請求は名義書換代理人のフリーダイヤル0120-87-2031で24時間受付しております。